

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年3月14日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

統合型校務支援システム構築・移行及び保守運用業務委託（長期継続契約）

#### (2) 業務内容

世田谷区教育委員会では、GIGA スクール構想に基づき配備した児童・生徒1人1台のタブレット端末等による新たな学びを教育データの利活用等によりさらに進展させることや、デジタル技術の一層の利活用による教員の働き方改革等を目的として、教育デジタル・トランスフォーメーション(教育DX)の実現に令和4年度から取り組んでいくことを打ち出している。

教育DX推進に向けた取組みとして、(1)システム統合及び学びのデータの共有・利活用(2)教育ICTの統合支援の2つの取組みを行っていく予定である。本件は(1)に該当し、統合型校務支援システムの導入により、「学校生活のデータ」「学習データ」のほか、これまでデジタル化されていなかった情報や別システムで管理していた情報を一元管理して利活用することで、学びの成果や学校生活の情報等を可視化し、教育効果の向上に活かしていくことを目的とするものである。

区教育委員会は校務支援システムを平成19年度に導入しているが、インターネットと接続されていない閉じたシステム構成になっており、タブレット端末で学んだ学習データとの連携ができず、データの利活用が限定的なものに留まっていることや、保健管理・学籍管理などの各機能が分散しており、二重入力や紙からの転記入力が必要など、非効率であることが課題となっている。

こうした課題を解決し、校務データと学習データを連携させて児童・生徒の状況が把握できるようにすることで教育の質を向上させるとともに、機能統合による効率的な校務の実現、教員の働き方改革を行っていくため、現行の校務支援システムに代えて、教育DX実現の基盤となる統合型校務支援システムを導入する。

なお、GIGAスクール構想を踏まえて令和3年5月に改訂された文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、クラウドサービスの利活用を前提とし、ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御(ゼロトラスト)を前提とした目指すべき構成を明確化しており、今後は校務系と学習系等とのデータ連携が進み、クラウドサービスの利活用が段階的に進んでいくと考えられる。

本プロポーザルにおいてはネットワーク統合やゼロトラストの実現を要件としないが、こうした動向を踏まえつつ、世田谷区の環境やセキュリティを考慮した確実・段階的なシステムの拡張が求められる。

以上を踏まえ、以下の業務を実施すること。

【令和4年度実施事項】

- 1) 統合型校務支援システム構築・移行の要件定義・設計
- 2) 統合型校務支援システム構築・移行に必要な物品・サービスの調達
- 3) 統合型校務支援システム構築・移行作業の実施(クラウド構築・拠点作業)
- 4) 現行校務支援ネットワークシステムからのデータ移行
- 5) 統合型校務支援システムに関する研修の実施

【令和5年度～9年度実施事項】

- 6) 統合型校務支援システムの保守・運用

(3) 履行期間

令和4年5月下旬から令和10年3月31日まで(長期継続契約)

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または契約時までには有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得していること。
- (7) 複数の企業が共同連帯して参加する場合(「共同企業体」という。)は、以下の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。
  - ・共同企業体は5社以内で構成されること。
  - ・共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
  - ・共同企業体は、構成企業間で代表企業を選定すること。
  - ・2(1)～(6)の要件を共同企業体の全構成事業者が満たすこと。
  - ・その他、詳細については提案要求説明書を参照すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ(資料編集・提示能力の高さ)
- (2) 各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等

- ( 3 ) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- ( 4 ) 事業者及び業務責任者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- ( 5 ) 見積金額の妥当性

## 5 手続等

### ( 1 ) 担当課

〒154-0016

東京都世田谷区世田谷 4-21-27 区役所第二庁舎 3 階

世田谷区教育委員会事務局教育政策部教育 I C T 推進課

電話：03-5432-2970

### ( 2 ) 説明書（提案要求仕様書）の交付期間、場所及び方法

期 間 令和 4 年 3 月 1 4 日（月）から 3 月 2 8 日（月）まで  
（土日祝日を除く。午前 9 時～午後 5 時まで）

場 所 5（1）に同じ。

方 法 希望者に無償配布する。（以下、区のホームページからダウンロード可）

目次から探す > 「子ども・教育・若者支援」 > 「教育委員会」 > 「教育委員会の概要」 > 「統合型校務支援システム構築・移行業務委託事業者を募集します」

### ( 3 ) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期 限 令和 4 年 3 月 2 8 日（月）午後 5 時まで（必着）

申込先 5（1）に同じ。

方 法 別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び地方公共団体への導入実績等を明記のうえ、持参すること。（郵送不可）

### ( 4 ) 参加表明書を提出した事業者のうち、前述 2 の参加資格を満たした事業者に招請通知を送付する。

### ( 5 ) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期 限 令和 4 年 4 月 2 6 日（火）午後 5 時まで（必着）

場 所 5（1）に同じ。

方 法 持参に限る。

### ( 6 ) 選定手順等

#### 第一次審査

招請事業者が提出した企画提案（見積書を含む）について、選定委員会が書類審査により評価を行い、評価点の上位 3 事業者程度を選定する。

#### 第二次審査

第一次審査により選定された事業者によるプレゼンテーションを5月中旬に実施する。企画提案及びプレゼンテーションに対する質疑応答に基づき、各委員が第一次審査で提出した採点結果を必要に応じて修正を行う。採点結果を基に選定委員会で協議し、最も評価の高い1事業者を契約優先交渉相手方として特定する。

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有  
法改正等によるシステム改修や機能付与、機能改善など、当運用保守の範囲内でできないことがある場合別契約をする可能性がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ
- (6) 費用負担  
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い  
本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性の確保  
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約  
事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (10) 詳細は提案要求説明書による。
- (11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者の場合

東京都の公共工事設計労務単価の  
職種ごとの単価の85%相当額  
(各職種の金額は裏面をご覧ください。)

工事以外の契約の  
労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり 1,170円

労働報酬下限額とは・・・

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。

労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。

一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは・・・

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、  
世田谷区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/004/d00135058.html>

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,625円	潜かん世話役	3,804円	型わく工	2,795円
普通作業員	2,295円	さく岩工	3,284円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,124円	左官	2,944円
造園工	2,295円	トンネル作業員	2,635円	配管工	2,497円
法面工	2,880円	トンネル世話役	3,570円	はつり工	2,667円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,177円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,039円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,783円	サッシ工	2,731円
電工	2,731円	土木一般世話役	2,710円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,933円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,731円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,561円	ダクト工	2,434円
塗装工	3,103円	潜水士	4,399円	保温工	2,412円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,103円	設備機械工	2,444円
運転手(特殊)	2,614円	潜水送気員	3,029円	交通誘導員A	1,658円
運転手(一般)	2,157円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,477円
潜かん工	3,230円	軌道工	4,962円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和3年12月20日告示によるものです。なお、工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額については、算定基礎となる国土交通省が定める公共工事設計労務単価が改定(例年2月に改定)された際には、あらためて改定額の告示を行います。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(同労働報酬下限額の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。